かわごえ
市議会だより

川越城築城550年

川越城本丸御殿

平成19年
第2回定例会

政務調査費交付条例の一部を改正

平成19年川越市議会第2回定例会は、2月23日に開会され、会期は26日間で、継続案件を含め49件の案件を審議し、3月20日閉会しました。

会期日程

▼二月二十三日　諸報告。継続審査報告。請願一件を採択。提案理由の説明。
▼二月二十七日　議案質疑。
▼二月二十八日　議案質疑。
▼三月二日　議会運営委員会開催。
▼三月五日　一般質問。
▼三月六日　一般質問。
▼三月七日　一般質問。
▼三月十二日　一般質問。
▼三月十三日　一般質問。
▼三月十四日　一般質問。
▼三月十六日　四常任委員会開催。
▼三月十九日　建設常任委員会開催。
▼三月二十日　委員長報告。請願一件を採択。議案四十一件を原案可決。議員提案による議案二件を原案可決。追加提出された同意一件、意見二件を同意。議員提案による意見書一件を原案可決。閉会。

市長提出議案

今定例会では、四十四件の議案が提案されました。主な概要は次のとおりです。

条例

▽川越市意見公募手続条例を定めることについて

市が基本的な計画や条例、規則等を定める場合に、事前にこれらの案を公表し、市民から意見を求める意見公募手続に関して必要な事項を定めるため、本条例を制定したものです。

主な内容は、意見公募手続の対象となる施策等、意見を提出できる者、提出された意見の取扱い等を規定するものです。なお、施行期日は平成十九年七月一日とするものです。

請負契約

▽仮称東部地域ふれあいセンター（南古谷）新築工事請負契約について

東部地域のコミュニティ、文化活動の拠点施設を整備し、市民の地域活動促進を図るため、次のとおり、施設の新築工事を行うものです。

○契約の方法
　一般競争入札
○契約の金額
　二億一千六百九万円
○契約の相手方
　川木建設株式会社
○工　期
　本契約締結の日から平成二十年二月十五日まで
○工事場所
　川越市大字並木四百五十二番地一

予算

▽平成十九年度川越市一般会計予算ほか特別会計予算（十会計）

平成十九年度一般会計予算の総額は九百二十七億五千万円、特別会計十会計の予算額は合計で八百五億三千二十一万四千円、一般会計と特別会計を合わせた予算総額は一千七百三十二億八千二十一万四千円になります。

なお、昨年度に比べ、一般会計で五・八％（五十一億二千万円）の増、特別会計十会計の合計で〇・七％（五億七千百六十二万八千円）の増、全体の予算では三・四％（五十六億九千百六十二万八千円）の増となっています。

人事

▽助役の選任につき同意を求めることについて

細田照文

▽人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

森　正弘
岸田忠利
（敬称略）

議決結果一覧

◆　川越市意見公募手続条例を定めることについて－原案可決－
◆　川越市副市長定数条例を定めることについて　－原案可決－
◆　行政組織の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて　－原案可決－
◆　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて　－原案可決－
◆　川越市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて　－原案可決－
◆　川越市職員退職手当条例の一部を改正する条例を定めることについて　－原案可決－
◆　川越市消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例及び非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めることについて　－原案可決－
◆　川越市介護保険保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例を定めることについて　－原案可決－
◆　川越市感染症診査協議会条例の一部を改正する等の条例を定めることについて　－原案可決－
◆　川越市廃棄物処理施設設置等紛争の予防及び調整条例を定めることについて　－原案可決－
◆　川越市自転車競走実施条例の廃止等に関する条例を定めることについて　－原案可決－
◆　川越市農業集落排水事業分担金条例の一部を改正する条例を定めることについて　－原案可決－
◆　川越市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて　－原案可決－
◆　川越市道路占用料条例の一部を改正する条例を定めることについて　－原案可決－
◆　川越市市営住宅条例の一部を改正する条例を定めることについて　－原案可決－
◆　川越市市民体育館条例を廃止する条例を定めることについて　－原案可決－
◆　川越市公民館設置条例の一部を改正する条例を定めることについて　－原案可決－
◆　川越市立学校設置条例及び川越市立学校給食センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについて　－原案可決－
◆　包括外部監査契約について　－原案可決－
◆　川越地区消防組合規約の変更について　－原案可決－
◆　仮称東部地域ふれあいセンター（南古谷）新築工事請負契約について　－原案可決－
◆　平成18年度川越市一般会計補正予算ほか特別会計補正予算（8会計）　－原案可決－
◆　平成19年度川越市一般会計予算ほか特別会計予算（10会計）　－原案可決－
◆　助役の選任につき同意を求めることについて　－同意－
◆　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて（2件）　－同意－

請願

▽ **土地区画整理事業区域での総合設計制度適用除外を求める請願書　―採択―**

平成十八年第五回定例会に提出された請願で、趣旨は一月二十五日発行の市議会だよりに掲載されております。

▽ **日豪EPA・FTA交渉に関する請願書　―採択―**

今定例会に提出された請願で、趣旨は次のとおりです。

日豪EPA（経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）交渉において、日本の農業、農産物に多大な影響を与えることから、特に米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの重要品目については、交渉から除外することなどを政府に求めるため、意見書の提出を求めた請願です。

特別委員会

議会の議決により設置された二つの特別委員会から、今定例会第一日（二月二十三日）に委員長報告が行われ、審議の結果、委員長の報告どおり「可決」することに決定し、調査を終了しました。報告の要旨はそれぞれ次のとおりです。

地域振興ふれあい拠点施設建設にかかわる川越駅西口周辺整備対策特別委員会

一、地域振興ふれあい拠点施設の建設について及び二、公共スペースについて

(1)　市民活動支援センターに

ついて

ア　会議室、講座室については、利便性の高い立地環境から、将来を見据えて、さらに十分に確保すること。

イ　地場産業支援及び観光振興の立場から、市独自のコーナーを設けること。

ウ　子育て支援・高齢者健康増進機能を設けること。

エ　共用スペースは、利用者が快適空間と思えるゆとりの空間の確保に努めること。

(2)　ホールについて

ア　ホールについては、現存の市民会館の将来を見据えた代替施設として位置づけ、劇場型ホールとすること。

イ　劇場型ホールの設置については、県に応分の負担を求めること。

(3)　南公民館について

ア　南公民館については、機能的に現有面積を下まわらないこと。

(4)　その他

ア　市民に親しまれる利用率の高い施設機能を導入すること。

イ　高齢者及び障害者にやさしい施設を目指し、バリアフリーやユニバーサルデザインを十分に考慮すること。

ウ　施設配分については、利用者の利便性を十分考慮すること。

エ　福祉センター、図書館の機能を県に要求すること。

なお、付帯意見として

駐車場については、施設導入に見合った駐車スペースを十分確保し、車の流れ等考慮し設置すること。

三、区画整理について

(1)　川越駅西口第二工区土地区画整理事業については、事業完了を迎えるが、今後は当該事業地内の地域振興ふれあい拠点施設用地について、より一層の確保に努めること。

(2)　（仮）川越駅西口第三工区土地区画整理事業地内の都市計画道路川越所沢線の整備については、国道一六号までの早期完成を視野に入れ、実現可能な箇所から着手するなど事業推進を図ること。

(3)　川越駅西口第一工区土地区画整理事業地内の市有地については、財政的な見地から効率的かつ有効に活用すること。

四、交通問題について

(1)　西武新宿線連続立体化については、市の重要な課題として位置づけ、県及び関係民間事業者と定期的に協議し、交通政策審議会に諮られるよう努力すること。

(2)　ボトルネック踏切については、各鉄道事業者と協議し、早期に解消を図ること。

(3)　外周道路については、早期に整備すること。

(4)　周辺道路については、可能な限り拡幅するなど整備を推進すること。

(5)　交通の安全と円滑化を確保すること。

五、環境対策について

(1)　環境対策については、事業者が建設等に係る関係法令及び県・市の条例等を遵守して建設すること。

(2)　施設建設にあたり、自然エネルギーの活用など環境負荷の少ない施設とすること。また、屋上・壁面緑化など市の環境施策を尊重した施設とすること。

(3)　建設工事については、事業地周辺住民と事前に十分協議をすること。

六、その他

地域振興ふれあい拠点施設建設にかかわる諸問題で次の

点を配慮されたい。

(1)　地方庁舎跡地については、今後の川越駅西口周辺整備をはじめとする川越市のまちづくりにかかわる諸事業に貢献できるよう、県と十分に協議すること。

市職員の公金横領事件の解明等に関する調査特別委員会

本事件は、市が全額出資する㈶川越市青少年健全育成協会で昨年五月に発覚したものであるが、市の職員が市役所の中で、長期間にわたり引き起こした多額の業務上横領事件であり、市行政に対する市民の信頼を損ねることになったことは誠に遺憾である。

管理監督責任を含めた責任の所在は、市民にわかりやすく厳正に、しかも速やかに明らかにすべきである。

①　事件発覚後も事件の対応は専ら協会主導で行われ、市の主体的な対応が図られなかったことが事件の解決を長引かせた原因になったもので、初動対応の遅れを招いた協会関係者並びに市の関係者の管理責任は問われるべきものと考える。

②　市の庁議や部長会議等への報告が速やかになされず、市としての組織的な対応が遅れ、年次有給休暇の行使や賞与の差し止めなどの対応が見過ごされたことは、善良に働く一般職員との不公平感を招くとともに、多くの市民に行政不信を抱かせたことにつながったもので、その責任は重い。

③　事件発覚後も市の組織において、関係部署間の連絡や連携はほとんど取られず、本事件に対する庁内の危機管理が機能しなかったことは誠に遺憾であり、市の職員が引き起こした重大事件の対応に迅速かつ適切な対応がはかられたとは言えず、関係者の責任は問われるべきものと考える。

④　六月二十七日に税理士からの調査報告書があったが、協会の理事会への報告もなく、九月議会の一般質問に対する市長答弁まで議会への情報提供もなく、使途不明金四千八百十六万千四百二十三円の存在は公表されなかった。このことが事件に対する多くの疑惑を生み問題を大きくした。その管理責任は重い。

⑤　本事件に関し協会が受けた被害金額は、司直により今なお審理の途中であり、本年二月二日現在において詳細は明らかになっていない。これまでの調査による協会の被害金額は、使途不明金四千八百十六万千四百二十三円、社会保険料延滞金三百三十四万六千九百円の合計五千百五十万八千三百二十三円となっているが、現時点で警察において立件された横領金額は約二千百四十七万円で使途不明の金額とは相当の開きがある。

しかしながら、専門家の調査報告書によれば、協会の財産である公金約五千百万円が失われたことは事実であり、被害金額の回収には市民にその負担を求めることなく、元市職員に対する損害賠償請求をはじめ速やかに全力であたられたい。

⑥　被害の回復にあたっては市民への説明責任を果たし、市民の納得が得られやすい形で速やかな対応が望まれる。

一般質問

今定例会では、二十名の議員より一般質問が行われました。紙面の都合上、質問及び答弁の一部要約を掲載しています。

P川越21　小林　薫

問　川越の顔である蔵づくりの町並みを保存するには、「まちづくり会社」等の受皿の設置・整備を急ぐべきではないか。

答　現在旧市街地において相続等の理由により、自宅を手放さざるを得ないという市民の方が出てきている。

これは、各々の家庭の問題にとどまらず、川越市としても景観保全の面から影響の大きいものと認識している。

そこで本市としては、行政のみならず、広く民間の理解と協力が必要であると思われるので、「まちづくり会社」の立ち上げについては、市の景観保全のために最大限の努力をしていきたいと考えている。

P川越21　中原秀久

問　特殊勤務手当の支給や駅前市有地の放置、職員駐車場に市有地を使わず民有地を借用など、行革の取り組みが不充分ではないか。

答　特殊勤務手当は条例により、危険、不快、不健康や特殊な勤務についた職員に支給しているが、手当の中には見直しをしていく必要があるものもあり、他市の動向も参考にしながら見直しを進めている。

土地の有効活用は経営戦略会議の中でも一つの柱として取り組んでいる。未利用、未活用地は処分も含めて積極的に有効活用を図っていく。

市職員用駐車場は、契約更新時に市有地活用も検討したが、既に別の使用目的で検討中であったため、民

有地での貸借契約を行ったものである。

P川越21　倉嶋　美恵子

問　滞納市税の時効による不納欠損処理が多すぎる。平成十七年度の不納欠損処理とした法人に川越市の指名業者はないと思うがどうか。

答　平成十七年度に不納欠損処理をした法人のうち百万円以上の滞納市税を処理した法人は二十四社あり、うち二社が川越市の指名業者となっている。

この二社については、事業不振により徴収不納となったものが時効を迎えたため、不納欠損処理を行ったもので、業者登録を行えた理由は、業者登録に際し、事業活動の中で発生した所得に対して納付すべき税である法人税と消費税及び地方消費税、法人市民税の納税証明書の提出を求めており、県内他市と同様に、全ての市税の納税証明書を求めてはいないことによる。

公明党　石川　隆二

問　関越道周辺の課題として、側溝整備や新たに開発された住宅地前への防音壁設置が指摘されている。側溝整備への見解を聞きたい。

答　南大塚及び今福地内の側溝は関越道開通より三十五年が経過した上、交通量の増大等に伴い、破損・老朽化等の影響が出ている。さらに、当地内側道は国県道の抜け道でもあり、交互交通が困難な場所や側道部に接した住宅が多く建築されている場所があることから道路拡幅は困難な状況であり、既存の道路幅員の中で側溝整備等を実施することで安全な通行を確保したいと考えるが、水路や雨水排水構造物は、構造や勾配等の問題が生じることから、今後、関係課で協議し、下流から順次整備したい。

市民ク　菊地　実

問　的場駅の北口開設を含む駅舎改善と、異常気象や強風問題を鑑みた入間川鉄橋の安全構造策をＪＲに要望すべきだが、市の考えは。

答　的場駅北口開設の前提としては、駅前広場等を整備する必要があるので、今後、関係者等の意向を聞きながら、整備手法を検討していくつもりである。

なお、駅舎のバリアフリー化については、改札口から構内踏切を通ってホームに上がるスロープを設置し、平成二十年度中に供用を開始できるよう、ＪＲ東日本大宮支社と協議を進めている。

また、入間川鉄橋に関しては、荒川橋梁と同等の暴風対策等を行うよう、ＪＲ東日本に対して、早期に改善の要望をしていきたいと考えている。

啓政会　松井　釜太郎

問　小堤地内で進行中の廃棄物の山の撤去及び廃自動車が置かれていた跡地の宅地化について環境部はどのような指導をして来たのか。

答　平成十五年に埼玉県西部環境管理事務所より管理を引き継いでから、継続して土地所有者に対して撤去の指導をしてきた。

廃棄物の山の撤去については、所有権が現在の所有者に移転後、市の指導に従い撤去作業を進めている。

これら廃棄物の撤去が進捗した要因としては、土地所有者への粘り強い指導に加え、改正都市計画法に基づく条例制定による開発行為の規制緩和や廃金属類の引取り単価の高騰などもあげられる。

市としては、全量撤去に向け、今後も適正処理を指導していく。

啓政会　三上　喜久蔵

問　南古谷駅北側周辺農地の開発等の可能性と、伊佐沼東側地区の駐車場整備について、市の考えを伺いたい。

答　総合計画やマスタープランでは、南古谷駅を中心に、市街地の形成や、川越市東部の新しい生活拠点のまちづくりを図るとしているが、南古谷駅北側地区は、市街化編入を前提として、面整備による基盤整備が必要と思われる。

伊佐沼東側駐車場については、お越しいただいた方などから、駐車場がないので整備してほしい旨要望をいただいている。市としては、平成十九年度に伊佐沼東側について、地権者と協議を行いながら、暫定的ではあるが臨時駐車場の整備を行いたいと考えている。

啓政会　山口　智也

問　川越駅西口周辺の交通混雑を解消する為、市有地を利用した送迎バスと観光バス用バスプールの設置が急務と考えるが、市の考えは。

答　川越駅西口周辺の交通混雑については、何らかの対策が必要であると認識している。特に駅前の暫定自由広場をうまく活用しなければならないと考えており、経営戦略会議において公有地の管理、処分等に関するプロジェクトチームを作り検討を行ってきた。また、送迎バスや空港へ行く路線バス、その他一般に貸し出す駐車場として五十数台分の割り振りについて配置図を作成して検討を進めている。地域振興ふれあい拠点施設との関係もあるので、完全なものはできないが、暫定利用で早期に解決でき

るよう努力していきたい。

啓政会　関口　勇

問　高齢者の入浴事業に関連して、廃業となった銭湯を借り受け、シルバー人材センター等に委託して運営することを検討してはどうか。

答　平成十二年五月に閣議決定された「民間と競合する公的施設の改革について」は、民間にまかせられるものは民間で行ってもらうという趣旨である。したがって、市が直接銭湯を経営することや、その経営を他の公益法人等に委託することについては、差し控えたいが、健康ふれあい入浴事業が既に、銭湯以外の民間入浴施設と浴場利用の提携をしている。利用者も年々増加傾向にあり、多くの高齢者の方々に利用されているので、今後も利用できる施設の拡大について検討していきたい。

公明党　中村孝治

問　平成二十三年度完成予定の「地域振興ふれあい拠点施設」への歩行者動線として、川越駅西口駅前広場を抜本的に改造してはどうか。

答　川越駅西口駅前広場は、通過交通が広場内へ入り込んでおり、路線バス・送迎バス・タクシー・一般車・歩行者が混在し、通過交通と駅利用者等の交錯により危険な状況にあることから、駅前広場内の交通動線を見直し、バスバースやタクシープール等のレイアウト変更と歩車分離を行い、人に優しい安全な交通空間の配置の検討をする必要があると考える。

　また、西部地域ふれあい拠点整備を踏まえ、新たな川越の玄関口としての再整備を図る必要もある。

社民党　髙橋　剛

問　川越工業団地の拡張にともなう周辺整備の一環として、工業団地就労者用の保育施設を設置することについて市の認識はいかがか。

答　企業の身近な所に保育施設等の子育てを支援する設備を設けることは、今後において重要なことと認識している。少子化が進むなか就労しながら子育てができる環境を確保することは、人材の確保にもつながるものと考えられる。

　現在、一定の要件のもとに企業が自社内に託児施設を設置・運営等する場合、国がその費用の一部を助成する制度があるが、市としても、今後、企業内または組合の施設等における託児施設の設置に関する支援について、前向きに検討していきたい。

民主　山木綾子

問　出張所と公民館を統合した、行政センター的機能を持たせた、地域の拠点となる施設とはどんな施設か。

答　出張所とこれに併設する公民館について、川越市出張所等機能見直し検討委員会で検討してきた結果、出張所と公民館を統合し、事務処理の効率化を図るとともに、地域活動支援業務を推進し、地域の拠点となる（仮称）地区市民センターを設置しようとするものである。組織上は市長部局に位置づけ、全地区一斉の移行についても検討している。庁議等でも協議を行ってきた。今後、（仮称）高階地区公共施設の開設にあわせて詳細に検討するとともに、他の地区についても、それぞれの状況を踏まえた中で結論付けをしていきたい。

公明党　小ノ澤哲也

問　様々な障害を持つ児童・生徒に対して支援の拡充を考えるべきと思うが、今後の特別支援教育の充実をどう推進するのか伺いたい。

答　特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会が障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、個別の指導計画に基づく教育的支援を継続的に実施できる校内体制の充実を図るよう指導していく。また、特別支援教育に関する研修の充実を図り、教職員の指導力の向上をめざしていく。

　さらに、市立小・中・養護学校への適切な支援をするために、市立養護学校のセンター的機能等の推進、特別支援教育臨時指導員や自立支援サポーターの配置、通級指導教室等の充実に努めていく。

公明党　清水京子

問　妊婦無料健診の回数を現在行われている二回から五回までの拡大とすべきと思うがどのように考えているか伺いたい。

答　現行の妊婦一般健診を三回増やし、五回とすると必要経費は、約五千万円となり、超音波検査を全ての妊婦に一回拡大すると約一千四百万円の負担増となるが、妊婦健診は、母体や胎児の健康の確保のために大変重要であり、子育て世代の若い夫婦世帯にとって、妊婦健診に要する経済的負担感が大きいことも認識している。今後、妊婦無料健診の拡大については、県、他市の状況を見据え、医師会等関係機関との協議、協力を得て、前進させる方向で検討を進めていきたいと考えている。

公明党　江田俊雄

問　地方分権の時代に入り、

都市間競争に勝つためには、さいたま市と同じ政令市をめざすべきと思うが、市長の考え方を聞きたい。

答　政令指定都市まで進むような合併をしていきたい。現状では、合併の選択肢として、レインボープラン加盟市町や共通の工業団地をもつ狭山市、西部第一広域行政推進協議会加盟の近隣市等があるが、レインボープランの四市三町では、政令指定都市の人口要件を満たすことができない。政府が合併推進策として、人口要件を緩和した静岡市の事例もあるが、経済的な側面も含めて発展を実現できる適切な規模を考えていきたい。今後、政令指定都市に向けての合併推進ということでは、県とも柔軟に協議していくことになると思う。

啓政会　小野澤　康弘

問　川越市でも、市として地域活性化の視点から地域通貨について導入の検討はできないのか。

答　地域通貨は、地域経済やコミュニティーの活性化、あるいは、地域の支え合いの仕組みとして、また、市民協働という視点からも、地域活性化や地域再生の有効な手段となり得る制度ではないかと考えている。しかし、主な目的がNPO活動や、コミュニティー活動の活性化にあると考えた場合、それが市民に浸透し発展していくには、市民が自主的、主体的に運営することが望ましいとも思われる。こうしたことから、市としてどのような形で関わっていくべきかを含めて、先進都市の事例なども研究し、適切に対応していきたい。

公明党　大野　慶治

問　地方行革新指針で示された公共サービスの事業仕分けに取組む覚悟はあるか。また、人件費を含めた事業内容の情報開示はどうか。

答　平成十八年八月に国から示された地方行革新指針では、事業仕分けを踏まえた検討を実施し、公共サービスとして行う必要のないもの、その実施を民間が担えるものについては、廃止、民営化、民間譲渡、民間委託等を行うことが求められており、先進市の実施結果等を参考にしながら、導入の調査研究をしていきたい。

事務事業の内容は、人件費等を含め、その過程、詳細なコスト、達成した効果等、また克服すべき課題についても積極的に市民に情報提供して十分に説明責任を果たすことが重要であると考える。

日本共産党　川口　知子

問　就職に悩む青年の就労支援の対策として、市役所内や、勤労青少年ホームを活用して、地域職業相談室を設置できないか。

答　市内には、川越公共職業安定所、その出先機関であるハローワークプラザ川越及び川越早期就職支援センターがあり、就職相談、支援を受けられるようになっている。市としても、今後とも各機関と連携を図りながら、青年の就職相談が円滑に行えるようにしていきたいと考えている。

また、勤労青少年ホームで、若者の仕事や悩み相談を行う事業を毎週一回実施しているので、こちらに常時開設する相談窓口を開設できるかについて、利用状況等を見ながら検討していきたい。

日本共産党　佐藤　恵士

問　住民税増税・国民健康保険税増税・介護保険料の値上げなど市民の負担増を軽減し、くらしを守るべきだ。市の見解を伺いたい。

答　個人市民税の税率については、地方税法により標準税率が定められている。これに基づき、本市条例においても、他の市町村と同様に標準税率と同様の税率を定めており、本市のみが異なる税率を定めることは、不可能と考えている。国保税について現状は、一般会計からの繰入金をあてて運営しているところである。したがって、税の引き下げを行える状況ではない。また、介護保険料の見直しについては、今後、保険給付費の推移や準備基金の残高等勘案し、介護保険事業計画等推進委員会で検討していきたい。

P川越21　岩崎　哲也

問　危機管理や危険予知を防災以外にも広げ、危機感を持って次の一手を常に念頭に置いたリスク管理を導入すべきでは。

答　平成十九年度から防災課を防災危機管理課とし、危機管理担当を設置する。危機管理項目としては自然災害に加え社会的・人為的な事象も対象とする。

過去に提言をいただいた職員研修については、座学に加え参加・体験型の研修を実施してきた。危機管理能力の勤務評定への反映についても、本格実施をしていきたい。

危機管理は、危機が発生する前に行うもので、危機が発生した際は、完全な対応ができるように危機管理を実施していきたい。

一般質問の詳細や、過去の質問は、会議録でご覧いただけます。会議録は図書館、出張所、議会ホームページ等で閲覧できます。

第一回臨時会から

仮称川越市新清掃センター熱回収施設新築工事請負契約を可決

平成十九年川越市議会第一回臨時会は、二月五日開会され、会期は四日間で、議案一件を審議し、二月八日閉会いたしました。

▽仮称川越市新清掃センター熱回収施設新築工事請負契約について
―原案可決―

西清掃センターの老朽化及びごみ質の多様化に対応し、循環型社会形成の推進を図るため、熱回収施設の新築工事を行うものです。

内容は次のとおりです。

○契約の方法
　指名競争入札
○契約の金額
　百二十一億八千万円
○契約の相手方
　株式会社神鋼環境ソリューション東京支社
○工　期
　本契約締結の日から平成二十二年三月十五日まで
○工事場所
　川越市大字鯨井七百八十二番地三
○施設規模
　二百六十五・〇t／日（百三十二・五t／日×二炉）
○処理方式
　流動床式ガス化溶融方式

仮称川越市新清掃センター建設予定地

議場コンサート

今定例会において、本会議の開会前に議場コンサートを開催しました。今回は、全国総合文化祭京都全国大会、全日本高等学校選抜オーケストラフェスタ出場などの実績がある、埼玉県立川越女子高等学校弦楽オーケストラ部の生徒三十一名により、ホルスト作曲「セントポール組曲」の演奏が行われました。

議場コンサート

出演者を募集します

対象　声楽、器楽等による演奏を行う市民または市内の団体
開催　定例会開会日（開会前およそ十五分間）
※詳細は議会事務局庶務課までお問い合わせください。

議員提出議案

条例

▽川越市議会委員会条例の一部を改正する条例を定めることについて
―原案可決―

各常任委員会が所管する市の組織について、行政組織条例の施行により変更が生じたため、本条例の規定の整備をしたものです。

▽川越市議会政務調査費交付条例の一部を改正する条例を定めることについて
―原案可決―

収支報告書に領収書その他支出を証する書面の添付を義務化するため、本条例の一部を改正したもので、本年五月二日から施行しようとするものです。

意見書

▽農業分野に於ける日豪EPA・FTA交渉に関する意見書
―原案可決―

川越市議会名をもって、関係機関に送付しました。

～～～～～～～～～～～～

議員提出議案の概要は、市議会ホームページまたは会議録でご覧いただけます。

発行　川越市議会
編集　川越市議会広報紙編集委員会
電話　〇四九―二四―八八一一（内線　三六二一～三六二三）

市議会だよりは古紙70%再生紙を使用しています R70